

# 四国看護学研究学会誌論文投稿規程

(Journal of Shikoku Society of Nursing Research: JSSNR)

## 1. 投稿者の資格

投稿者（筆頭者）は、本学会の会員に限る。ただし、編集委員会が依頼したものはこの限りではない。

## 2. 対象とする原稿

- 1) 投稿原稿は他誌で未発表であること。重複投稿を禁止する。
- 2) 看護領域に関連するものであること。
- 3) 原稿の種類は以下の区分があり、投稿者は原稿にそのいずれかを明記する。
  - ①原 著：看護学の知識の発展に貢献する研究論文で、オリジナルなデータもしくは分析に基づいたもの、あるいは、得られた知見と実践への示唆が論理的に述べられているもの。
  - ②総 説：看護学に係る特定のテーマに関して、多面的に内外の知見を集め、または文献等をレビューして、当該テーマについて総合的に概説し考察したもの。
  - ③資 料：看護学の発展において何らかの示唆をもたらす、資料的価値があるもの。例えば実践報告・各種活動紹介など。
  - ④その他：委員会報告、編集委員会などからの依頼原稿など。
- 4) 英文での投稿も受け付ける。

## 3. 倫理的配慮

- 1) 著者は、本研究が人を対象とした場合は、倫理的配慮のもとに実施されたものであることを本文中に明記する。
- 2) 倫理的配慮とは、主に以下のこととする。
  - ① 対象者への研究参加の説明と同意の手続きが適切に行われ、かつ公表について同意の手続きを得ている。
  - ② 対象者が心身の負担・苦痛や不利益を受けない配慮がされている。
  - ③ 個人データが守秘され、プライバシーが保護されている。
  - ④ 研究者としてのモラルに反していない。
  - ⑤ 所属施設もしくは研究対象施設の規定に基づき、承認を得ている。
- 3) なお本誌では、広く一般公開されているデータベース等公開情報のみを用いる研究については、倫理審査委員会での承認を必須としない。

## 4. 原稿の送付方法と投稿論文の記載方法

- 1) 投稿原稿は3部を送付する。うち2部は複写でよい。
- 2) 投稿原稿は封筒の表に「四国看護学研究学会誌原稿」と朱書きし、編集委員会あてに簡易書留にて送付する。
- 3) 投稿者は、プリントアウトした原本1部、著者名を記載していない原稿2部を編集委員会に提出する。
- 4) 原稿の原本にはA4版の表紙を付す。表紙には以下のことを記載する。
  - ① 希望する論文の種類
  - ② 表題（和文・英文を共に記載）
  - ③ キーワード（論文内容を表す重要な語句。和文・英文共に記載）3～5句
  - ④ ランニングタイトル（30字以内、必要時英字）
  - ⑤ 著者名（和文・英文を共に記載）および会員番号
  - ⑥ 所属施設・機関名（著者の所属が異なる場合には氏名の右肩に1, 2, 3, の様に番号を付け、対応する著者の所属を氏名につけた番号順に記載する。和文・英文を共に記載）

⑦ 連絡先情報（メールアドレス、電話番号もしくは携帯番号、郵便番号、住所）

⑧ 添付した図表

⑨ 希望の別刷部数

5) 著者名を記載していない原稿2部の表紙には、以下のことを記載する。

① 希望する論文の種類

② 表題（和文・英文を共に記載）

③ キーワード（論文内容を表す重要な語句、和文・英文共に記載）3～5句

④ ランニングタイトル（30字以内、必要時英字）

## 5. 原稿の受付および採否

1) 原稿の投稿は随時受け付ける。

2) 原稿が編集委員会あてに到着した日を受付日とする。

3) 原稿は理由の如何を問わず返却しない。

4) 原稿の採否は1論文につき複数名以上の査読者による査読を経て、編集委員会において決定する。

5) 編集委員会の判定により、原稿の修正および論文の種類の変更を著者に勧めることがある。

6) 投稿原稿の採否は、査読者の意見をもとに、編集委員会が決定する。

7) 再提出を求められた原稿は返送日（編集委員会から返送した日）から2ヶ月以内に再投稿する。2ヶ月以上経過して再投稿された原稿は、新規受付として扱われる。

## 6. 原稿執筆の要領

1) 原稿の本文は原則としてワードプロセッサで作成する。

2) 原稿はA4版横書きで、1枚につき35文字×28行（約1,000字）とし、適切な行間をあける。

3) 原稿は、種類を問わず、要旨・図表・写真・文献などを含めて、原則12,000字以内とする。

図表1枚の刷り上がりの大きさと文字の換算は、以下のとおりとする。

A4版1/2程度500字

A4版1枚程度1000字

4) 外国語は片仮名で、外国人名や日本語が定着していない学術用語などは原則として活字体の原綴りで表記する。

5) 図表・写真は原則として掲載大（印刷時の実物大）で作成し、白黒印刷で判別できる明確なものとする。

6) 図表・写真は、それぞれ図1、表1、写真1などの番号やタイトルをつけ、本文とは別に一括して本文の最後に添付する。本文の右欄外に挿入希望位置を指定する。

7) 原稿には、400字程度の和文要旨と、250語程度の英文要旨をつける。英文要旨は表題、著者名、所属、英文要旨の順に記載する。また、英文要旨は、ネイティブチェックを受け、ネイティブチェックを行った証明書を添付する。

## 7. 文献について

文献の記載については、バンクーバー方式に準拠する。

1) 本文中の引用は以下のように表示する。

本文の引用箇所の順に1)、2)など番号を示し、表示は1マスの左4分の1上に「<sup>1)</sup>」と表示する。複数の文献を引用した場合に、例えば3つの論文の引用する時は「<sup>1~3)</sup>」と表示する。

2) 本文の最後には、【引用文献】として、引用した文献の書誌情報を、引用箇所順の一覧表として表示する。

① 和文名と欧文名は同一基準で取り扱い、文献著者名は原著にあがっている全員をあげる。

② 稿末文献リストは、和文原稿の場合にはローマ字および数字は半角文字を使用し、半角文字に挟まれる「-」や「( )」「」は半角記号とする。「,」「.」は全角とする。欧文原稿の場合はすべて半角文字を使用し、雑誌

名および書籍名をイタリックで表示する（注意：和文の場合は斜字体にしない）。

- ③ 雑誌名は原則として省略しない。誌面の都合等で省略しなければならない場合は、邦文誌では医学中央雑誌、欧文誌では、INDEX MEDICUS および INTERNATIONAL NURSING INDEX の雑誌略名に従う。
- ④ 雑誌の場合の必要な書誌情報とその順序は、引用番号）著者名：表題，雑誌名，巻（号），開始ページ-終了ページ，西暦発行年，で示す。
  - 1) 四国太郎，看護花子：心理的および社会的支援が重要な認知症高齢者の特徴，四国看護学研究会誌，2（1），32-38，2020.
  - 2) Shikoku, T., Kango, H., & Kenkyu, J.: Characteristics of elderly inpatients at high risk of needing supportive social service, *Journal of Nursing*, 5, 132-138, 2021.
- ⑤ 書籍の場合の必要な書誌情報とその順序は、引用番号）著者名：書籍名，引用箇所の開始ページ-終了ページ，出版社名，出版地，西暦発行年，で示す。
  - 3) 四国花子：看護学入門，23-52，研究学会出版，大阪，2020.
  - 4) Kenkyu, T.: *Introduction to Nursing Basic Sciences*, 23-52, Research Press, Osaka, 2020.
- ⑥ 翻訳書の場合の必要な書誌情報とその順序は、引用番号）原著者名，原著発行年／訳者名：翻訳書名（版数），引用箇所の開始ページ-終了ページ数，発行地：出版社名，翻訳発行年。
  - 5) Yamyu, L. O., Avant, K. C. 2005／徳島太郎・香川花子訳：看護方法における理論の意味。77-79，東京，愛知書院，2005.
- ⑦ 電子文献の場合，必要な書誌情報とその順序は，引用番号）著者：タイトル，URL，入手年月日。
  - 6) ABC 看護学会：ABC 看護学会投稿マニュアル，URL <http://www.abc.org/>，2003-01-23.

## 8. 掲載決定後の原稿提出

投稿者は，プリントアウトした原本1部とデータファイル（CD-ROM，USB など），著作権譲渡同意書を編集委員会に提出する。投稿原稿をデータに入力する順序は，表紙，要旨，本文，図・表・写真の順とし，データファイルには論文名，筆頭者名，ファイル名を記載したラベルを添付する。

## 9. 著者校正

著作校正を1回行う。ただし，校正の際の加筆は認めない。

## 10. 学会誌への掲載時期

採用が決定した投稿論文を掲載する学会誌の号・巻は，査読や修正に要した期間を考慮した上で，可能な範囲で発行時期の早い号・巻になるよう編集委員会において決定する。

## 11. 著作権

- 1) 本学会誌に掲載された論文の著作権は本学会に帰属する。著作権には複製する権利および公衆送信する権利を第三者に行使させることも含まれる。
- 2) 掲載後に他誌等に掲載する場合は，本学会の承認が必要である。
- 3) 著者ならびに共著者は，最終原稿提出時に編集委員会より提示される「著作権譲渡同意書」に自筆書名し，原稿とともに編集委員会あてに送付する。

## 12. 著者が負担すべき費用

- 1) ネイティブチェックを受ける際の費用（必要時）。
- 2) 別刷料：別刷はすべて実費を著者負担とし，最低冊数は20冊からとする。
- 3) 投稿規程の枚数を超過した分については，所要経費を自己負担とする。

4) その他：図表・写真など，印刷上特別な費用を必要とした場合は著者負担とする。

附 則 この規程は令和3年4月9日より施行する。

附 則 この規程は令和5年3月30日より施行する。